

## 当会が提出した「長生郡市合併協議に関わる情報公開に関する要望書」に対する 協議会からの回答時期について（要望）

ご多忙中、失礼します。先日は、当会が合併協議会に提出した「長生郡市合併協議に関わる情報公開に関する要望書」に関して、私どもの話をお聞きいただいた上、新聞紙面にて御報道いただきまして、まことにありがとうございました。多くの地域住民の方々に協議会の現状を認識していただく、とても貴重な機会となりました。

さて、当日もお話し申し上げましたが、上記の要望に対する協議会からの回答時期について、私どもとしては、協議会が 7 月には終了することを鑑みて、5 月末日とお願いしましたが、協議会からは、6 月 4 日の正副会長会議まで、市町村長がこれを議す機会がないので、待ってほしいとのことでした。しかし、私どもは、以下に挙げたような観点から、この要望を 5 月 27 日の合併協議会本会議上で、議案として提出し採決を行っていただくように、協議会をお願いをいたしました。この中で、特に私どもが強調したいのは、『「合併協議会本会議」が合併協議に関わる会議のなかで、最上位に位置する会議であるはずだ』ということ、そして『合併協議に残されている時間が極めて短期間なので、迅速に情報を公開すべきだ』ということです。

- ①協議会規約では、「提案議案の作成及び調整などを行う」のは、正副会長会議であるとしているが、一方で、「議案は会長が提出する」とあるので、必ずしも正副会長会議を経ずに、会長の一存で当会の要望を 27 日の協議会本会議に議案として提出できること。
- ②第一回協議会の席上で、委員からの発言に基づき（傍聴者の感想文用紙を用意するか否かの問題）、急遽、この議案が審議・採択された前例があるので、正副会長会議を経ずに、議案修正は行われ得ること。
- ③最も重大な問題として、6 月 4 日の正副会長会議の協議結果を、その後の協議会本会議の採決を待たずに、当会に正式回答するならば、「提案議案の作成及び調整等を行う」ものと位置付けられている正副会長会議の権限を大きく踏み越えたものとなり、協議会本会議の形骸化を意味することとなること。
- ④正式に 6 月 4 日の正副会長会議での調整、6 月 11 日の協議会本会議での採決という手順を踏んだならば、当会への回答は 6 月 11 日以降ということになり、当会の要望した情報公開が受け入れられたとしても、その公開は約 2 週間も遅れるようになること。わずか 4 ヶ月という短時間の協議会日程を考慮すると、この 2 週間は非常に大きな意味を持つこと。

以上のような観点から当会は、本日、協議会会長・石井常雄様あてに、当会の要望を 5 月 27 日※の協議会本会議上で審議・採決することを再度要望させていただきました。（※新聞社の方にお配りした際は、4 月 27 日と誤植していました。）

合併協議は、7 月までで終了してしまう予定です。この極めて短い時間内で、地域社会の方向を左右する合併問題を、自分自身の問題として考えねばならない住民の状況を考慮していただき、ご協力をお願いする次第です。